

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人富永竹夫同水上孝正の上告趣意（後記）は、憲法違反を主張するけれどもその実質は量刑不当の主張に帰し（昭和二二年（れ）第四八号同二三年五月二六日大法廷判決参照）刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 栗 山 茂

裁判官 小 谷 勝 重

裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 谷 村 唯 一 郎